

千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟規約

(目 的)

第 1 条 本会は、千葉県内 J R 線の複線化等鉄道整備並びに利便性の向上を促進し、産業経済の発展と県民生活の向上に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟という。

(事 業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 複線化等整備促進並びに利便性向上のための運動。
- (2) 資料の収集及び情報交換。
- (3) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事項。

(組織・役員)

第 4 条 本会は、県及び関係市町村並びに一般社団法人千葉県経済協議会をもって組織し、役員は次のとおりとする。

会 長 1 名
副会長 若干名
監 事 2 名

- 2 本会の会長は千葉県知事の職にある者をもってあてる。
- 3 副会長及び監事は総会において選任する。
- 4 本会役員任期は、就任後 2 年内の最終年度の決算に関する定期総会の終結までとする。ただし再任は妨げない。

(総 会)

第 5 条 総会は、会長が必要に応じてこれを招集し、議長を務める。

- 2 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 負担金の額
 - (4) その他の重要な事項

(部 会)

第 6 条 本会は、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、千葉県総合企画部交通計画課に置く。

2 事務局に局長1名、書記若干名を置くことができる。

3 事務局の職員は、会長が任命する。

(会計)

第8条 本会の経費は、負担金及び寄附金をもってあてる。

2 本会の会計年度は、県の会計年度による。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

(附則)

1 この規約は平成元年7月17日から実施する。

2 JR外房線複線化促進期成同盟規約(昭和40年8月3日施行)、JR佐倉・銚子間複線化促進期成同盟規約(昭和41年5月25日施行)、JR成田線整備促進期成同盟規約(昭和43年6月15日施行)、JR内房線複線化促進期成同盟規約(昭和53年7月31日施行)は、廃止する。

3 JR外房線複線化促進期成同盟、JR佐倉・銚子間複線化促進期成同盟、JR成田線整備促進期成同盟、JR内房線複線化促進期成同盟の債権、債務、財産等は、全て千葉県JR線複線化等促進期成同盟が引き継ぐものとする。

4 平成4年5月18日一部改正

5 平成14年5月22日一部改正

6 平成25年5月17日一部改正